

(公社) 日本口腔外科学会支部選出理事候補者選挙告示

公益社団法人 日本口腔外科学会は、下記により2024・2025年度支部選出理事候補者選出のための選挙を実施いたします。

1. **選出する理事候補者の数** 20名
2. **理事の任期** 2年(選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する総会の終結の時まで)
3. **選挙人** 今回の代議員選挙で選出された代議員
4. **被選挙人** 定款施行細則第24条第2項及び第3項の定めにより、本年4月1日の時点の年齢が65歳未満で、かつ立候補届の時点で所属する組織の定年規定により退職するまでの期間が2年以上(現役で役員任期2年を全うできる年数)ある本学会認定指導医資格有資格者で、立候補届及び所信を提出した代議員
5. **立候補届出期間** 2024年7月26日(金)～8月9日(金)【必着】
ただし、代議員選挙結果の公告日が7月26日より遅れた場合は、公告日から14日以内とする。
6. **立候補の方法** 本学会ホームページの「支部選出理事候補者選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)」から用紙をプリントアウトのうえ、立候補届に所定事項を記入し、所信を添えて選挙管理委員会(本学会事務局気付)に提出する。
【速達書留郵便、レターパック等確実な方法で提出すること。】
7. **選挙方法**
 - (1) **候補者名簿及び投票用紙の送付** 選挙管理委員会は、支部ごとに立候補者の名簿及び投票用紙を作成し、8月16日(金)までに、選挙人宛に郵送する。
 - (2) **【投票】** 投票は、支部ごとに記号式無記名投票とする。
選挙人が所属する支部の立候補者の中から、定款施行細則第25条に定められた数の候補者を選出し、8月31日(土)(当日の消印有効)までに選挙管理委員会宛に郵送する。**【返信用封筒使用】**
 - (3) **開票** 2024年9月6日(金)12:00～【予定】

- 8. 当選人の決定** (1) 定款施行細則第 25 条に定められた定数に応じ、得票数の多い者から順に当選人と決する。
(2) 同数の場合、再投票は行わず、①年長者の順、②会員歴の長い順とする。
- 9. 選挙結果の公告** 当選人が決定した時は、選挙結果を本学会ホームページの会員専用ページに掲載し、各支部の選挙人及び被選挙人の閲覧に供する。
公告日：2024年9月6日(金)【予定】
- 10. 異議の申立て** 選挙の効力に異議のある代議員及び当選人は、選挙結果の公告日から 14 日以内（**必着**）に、異議を申し立てることができる。異議の申立ては、その異議の内容を明記し、記名・捺印した文書（様式自由）を書留郵便で、選挙管理委員会宛に郵送する。
- 11. その他** その他疑義が生じた場合は、その都度、選挙管理委員会において決定する。

(公社) 日本口腔外科学会支部選出理事候補者選挙管理委員会

お知らせ

本選挙にかかる関係資料は、別途、本学会ホームページ並びに学会雑誌 7 月号に掲載いたしますので、ご参照ください。

また、本選挙に直接関わっていただくこととなります代議員の先生方には、当該代議員として公告された時点で、個別に本選挙に関連した資料、情報等をお送りすることとしておりますので、遺漏なくご対応くださいますよう、お願い申し上げます。

(公社) 日本口腔外科学会支部選出理事候補者選挙管理委員会